

## 【参考】事業者による方針の表明（メッセージ）の例

従業員の皆さんへ

このたび、当事業場では、メンタルヘルス対策の取組を進めるため、法律に基づくストレスチェック制度を導入します。

定期的に従業員のストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを進めるとともに、職場環境の改善につなげることで、メンタルヘルス不調になることを未然に防止する取組です。メンタルヘルス不調者の発見を目的とするものではありません。

従業員の皆さんが、安心してストレスチェック制度を活用できるように、プライバシーを守り、適切に運用します。

- ・従業員にストレスチェックを受ける義務まではありませんが、メンタルヘルス不調で治療中等の特別な事情がない限り、全員が受けることが望まれます。
- ・個人のストレスチェック結果は直接本人に通知され、本人の同意なく会社が知ることはありませんので、正直に回答してください。
- ・管理者は、従業員が業務時間中にストレスチェックを受けることができるよう配慮してください。
- ・会社は、実施者からストレスチェック結果の集団分析結果（個人が特定されない形のもの）の提供を受け、職場環境改善の取組に活用します。
- ・ストレスチェックの結果、高ストレスの方は、申し出ること、医師の面接指導を受けることができます。
- ・面接指導を申し出たことや面接指導の結果を理由として不利益が生じることは一切ありません。
- ・会社が入手した面接指導結果の記録は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に利用することはありません。

### 【出典】

厚生労働省「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル（素案）」 P7